
プロジェクト	資金決済法等の改正に伴う電子決済手段に係る会計上の取扱い
項目	実務対応報告第 45 号の改正の検討

本資料の目的

1. 本資料は、次の法令等の改正に伴い、実務対応報告第 45 号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 45 号」という。）の改正の対応を検討することを目的としている。
 - (1) 第 3 号電子決済手段の裏付け資産の要件の改正に関する法令等の改正
 - (2) 「電子決済手段等取引業者に関する内閣府令」（令和 5 年内閣府令第 48 号。以下「取引業府令」という。）第 2 条第 3 項第 1 号で規定される第 4 号電子決済手段について法令等の改正

法令等の改正の概要

（第 3 号電子決済手段の裏付け資産の要件の改正）

2. 「資金決済に関する法律」（平成 21 年法律第 59 号。以下「資金決済法」という。）に規定される第 3 号電子決済手段（特定信託受益権（資金決済法第 2 条第 9 項））の裏付け資産については、法定通貨との価値の連動及び額面での償還を確実なものとするため、これまで、その全額を健全性に係る基準を満たす銀行等への要求払預貯金で管理することが求められていた。
3. この点、国際的な動向も踏まえ、特定信託受益権の発行見合い金の管理・運用方法を要求払預貯金以外に柔軟化することが検討されたところ、電子決済手段の価格安定性・償還確実性を担保する観点から、要求払預貯金以外の管理・運用方法としては、信用リスク、価格変動リスク及び流動性リスクの低い資産の保有に限ることとされ、さらに、こうした資産の組入比率に一定の上限を設けることとされた。具体的には、「資金決済に関する法律の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 66 号。以下「2025 年改正法」という。）の施行により、資金決済法及び他の関連する法令等が改正され、信託財産の総額の 50%を上限に、元本を毀損しない形で、一定の国債等及び定期預貯金による管理・運用が認められた。
4. 第 3 号電子決済手段（特定信託受益権）の裏付け資産は以下の各要件を満たす必要があるとされている（資金決済法第 2 条第 9 項及び取引業府令第 3 条第 3 項）。

- (1) 信託財産の総額の 50%以上について、預金者又は貯金者がその払戻しをいつでも請求できる預貯金であること
- (2) 当該信託財産の総額のうち当該預貯金により管理する額以外の額を、3 か月以内に元本が償還される一定の国債等又は中途解約が認められる定期預貯金により管理・運用するものであること（国債等により保有する場合には、不足額が生じた日の翌日から 2 営業日以内に委託者によって不足額を解消することが必要）

(取引業府令第 2 条第 3 項第 1 号で規定される第 4 号電子決済手段の創設)

5. 近年、外国の信託銀行等がステーブルコインを発行する動きが見られるところである。これはステーブルコインの裏付け資産を信託財産として管理することで発行者の固有財産から分離し倒産隔離を図ることを目的とするものであり、ステーブルコインの価値の安定性や利用者の保護に資するものと考えられるが、このようなステーブルコインが電子的な財産的価値に表示される信託の受益権であれば、「電子決済手段」（資金決済法第 2 条第 5 項）ではなく、「有価証券」（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 2 項柱書並びに第 1 号及び第 2 号）とみなされることとなり、関係者から、決済手段としての国内での取扱いが可能かどうか不明確との指摘がなされていた。
6. こうした指摘を踏まえ、「電子決済手段等取引業者に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（令和 8 年内閣府令第 47 号。以下「2026 年改正府令」という。）において、我が国の電子決済手段に関する法制度との同等性が確保された外国の法令に基づく信託の受益権を資金決済法第 2 条第 5 項第 4 号の電子決済手段として規定する（取引業府令第 2 条第 3 項第 1 号）とともに、当該外国の法令に基づく信託の受益権を金融商品取引法上の有価証券とみなさないこととする（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 14 号）第 4 条の 2 第 2 項を加える。）改正が行われた。
7. 2026 年 6 月 1 日に 2026 年改正府令が施行され、第 4 号電子決済手段のうち取引業府令第 2 条第 3 項第 1 号で規定されるもの（以下「外国信託型第 4 号電子決済手段」という。）が創設された。当該外国信託型第 4 号電子決済手段については、以下の各要件を満たすものが該当するとされている。
 - (1) 発行者が国内の銀行業・資金移動業と同等の免許・登録を受けていること
 - (2) 国内法令と同等の外国法令に基づき外国の行政機関等（金融庁長官の要請に応じて、当該者の監督に関する報告又は資料を金融庁長官に提供することができるもの）の監督を受けていること
 - (3) 裏付け資産を国内法令と同等の外国法令により管理し、監査を受けていること
 - (4) 犯罪行為の疑いがある場合の取引停止等の措置を講ずることとされていること

- (5) 信託財産と財産的価値が同一の通貨建てであること

事務局による分析

(第3号電子決済手段の裏付け資産の要件の改正)

8. 本資料第4項の事実関係を前提とすると、2025年改正法施行後の第3号電子決済手段については、預貯金により管理されない信託財産の上限が50%であり、かつ、当該信託財産が3か月以内に元本が償還される一定の国債等（委託者に対する元本毀損防止措置を要求）又は中途解約が認められる定期預貯金により管理・運用される。

この点、第1号電子決済手段のうち、資金移動業者により発行されるものについては、電子決済手段の発行残高の概ね全額を保全するように履行保証金の供託等が求められる（資金決済法第43条から第45条）ところ（実務対応報告第45号BC12項）、当該履行保証金の供託は、金銭による供託又は債券による供託であり、債券で供託する場合には、国債を履行保証金に充てる場合を除き、額面金額に対し一定率の切り下げられた評価額に基づき供託が求められている。この点、リスクのある債券を供託する場合、切り下げられた評価額で供託する仕組みとなっている（第497回企業会計基準委員会審議事項(5)-4参照）。

9. 2025年改正法施行後の第3号電子決済手段の信託財産（裏付け資産）の国債等の比率の上限は50%であること、また、前項の第1号電子決済手段の裏付け資産は国債とすることが認められており、かつ国債であれば一定率の切り下げられた評価額とならないこととの比較においても、当該第3号電子決済手段は、引き続き価値の安定性を図るように制度設計されていると考えられる。したがって、2025年改正法施行後の第3号電子決済手段は、実務対応報告第45号BC10項(2)における価値の安定した電子的な決済手段であるという特徴を引き続き有していると考えられるため、実務対応報告第45号の対象となる電子決済手段であると考えられる。

(取引業府令第2条第3項第1号で規定される第4号電子決済手段の創設)

対応を図る範囲

10. 外国信託型第4号電子決済手段は、実務対応報告第45号第4項(4)において定義されている外国電子決済手段に該当する。現行の実務対応報告第45号では、当該外国電子決済手段については、一定の場合に電子決済手段等取引業者による買取義務のある、電子決済手段等取引業者が国内の電子決済手段の利用者から預託を受けて管理する外国電子決済手段に限定して対象範囲に含めている（実務対応報告第45号第2項ただし書き、BC7項及びBC8項並びにBC19項及びBC20項）。

11. 実務対応報告第 45 号第 2 項ただし書きの定めは、電子決済手段等取引業者が電子決済手段の利用者から預託を受ける外国電子決済手段以外の外国電子決済手段については、電子決済手段等取引業者が電子決済手段の利用者から預託を受ける外国電子決済手段のように取引業府令における一定の利用者の保護はなく、かつ、資金決済法等で規定される電子決済手段の発行者に対する規制も及ばないため、国内で発行される電子決済手段と同様の会計上の性格を有するか否かは必ずしも明らかではないことを考慮したためである（実務対応報告第 45 号 BC8 項）。
12. 今回の法令等の改正においても、現行の実務対応報告第 45 号を踏襲し、取引業府令における一定の利用者の保護があり、かつ、電子決済手段の発行者に対する規制が及ぶものについて対応を図ることが考えられる。このため、外国信託型第 4 号電子決済手段として認可される国内で流通する外国信託型ステーブルコインのみを対象とし、海外で流通する外国信託型ステーブルコインについては、対応を図る範囲には含めないとする事が考えられる。

期末時の会計処理

13. 現行の実務対応報告第 45 号では、対象となる電子決済手段の期末における評価を行う上で、電子決済手段の換金リスクについては、電子決済手段の発行者に対する一定の規制や電子決済手段等取引業者に対する所要の規制により、通常、要求払預金における信用リスクと同程度に低いと考えられるとし、期末時においてその券面額に基づく価額をもって貸借対照表価額とするとしている（実務対応報告第 45 号 BC28 項及び BC29 項）。
14. 外国信託型第 4 号電子決済手段は、本資料第 7 項を踏まえると、我が国の電子決済手段の法制度と同等性があるもの、すなわち、外国当局による監督の同等性、裏付け資産の確保の同等性、信託財産と財産的価値が同一の通貨建てであること等の要件を満たすものに限られている。この点、本資料第 8 項及び第 9 項を考慮すると、第 1 号電子決済手段や第 3 号電子決済手段と同程度の価値の安定性を図るように制度設計されているものと考えられる。また、本資料第 7 項(5)を踏まえると、信託財産と電子決済手段が同一の通貨建てであることが求められていることから、為替リスクは生じないと考えられる。
15. 前項を考慮すると、外国信託型第 4 号電子決済手段の期末における評価を行う上で、電子決済手段の換金リスクについては、実務対応報告第 45 号 BC28 項及び BC29 項に記載の現行の第 1 号電子決済手段から第 3 号電子決済手段と同様に、通常、要求払預金における信用リスクと同程度に低いと考えられる。このため、第 1 号電子決済手段から第 3 号電子決済手段と同様に、期末時においてその券面額に基づく価額をもって貸借対照表価額とすることが考えられる。

事務局の提案

(第3号電子決済手段の裏付け資産の要件の改正)

16. 本資料第8項及び第9項を踏まえ、実務対応報告第45号BC13項の記載を改正後の資金決済法及び取引業府令と整合するように修文することが考えられる。

(取引業府令第2条第3項第1号で規定される第4号電子決済手段の創設)

17. 本資料第10項から第15項までの分析を踏まえ、以下の対応を図るために実務対応報告第45号を改正し、関連する記載を修正することが考えられる。

- (1) 外国信託型第4号電子決済手段を対象範囲に含める（なお、実務対応報告第45号では、外国電子決済手段については電子決済手段の利用者が電子決済手段等取引業者に預託しているものに限ることとしているため、この範囲に限られる。）。
- (2) 外国信託型第4号電子決済手段の期末時の会計処理については、第1号電子決済手段から第3号電子決済手段と同様とする。

また、当該改正に伴い、企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準注解」及び移管指針第6号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」の改正を併せて行うことが考えられる。

ディスカッション・ポイント

事務局の分析並びに事務局提案についてご意見を伺いたい。

以 上

別紙 関連法令等**「資金決済に関する法律」(平成 21 年法律第 59 号)****第二条 (略)**

5 この法律において「電子決済手段」とは、次に掲げるものをいう。

一 物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されている通貨建資産に限り、有価証券、電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権、第三条第一項に規定する前払式支払手段その他これらに類するものとして内閣府令で定めるもの（流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（第三号に掲げるものに該当するものを除く。）

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（次号に掲げるものに該当するものを除く。）

三 特定信託受益権

四 前三号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

(略)

9 この法律において「特定信託受益権」とは、金銭信託の受益権（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示される場合に限る。）であって、受託者が信託契約により受け入れた金銭の総額のうち預貯金により管理する額の当該金銭の総額に占める割合が内閣府令で定める割合以上であること、当該金銭の総額のうち当該預貯金により管理する額以外の額を内閣府令で定める国債証券その他の内閣府令で定める債券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。）の保有により運用するものであることその他内閣府令で定める要件を満たすものをいう。

(略)

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 14 号）**第四条の二 (略)**

- 2 令第一条の二第一号に規定する内閣府令で定める割合は、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第三条第一項に定める割合とする。

（略）

「電子決済手段等取引業者に関する内閣府令」（令和5年内閣府令第48号）

第二条 （略）

- 3 法第二条第五項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 外国において発行される法、銀行法等、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）又は信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）に相当する外国の法令に基づく信託の受益権（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示される場合に限る。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの（法第二条第五項第三号に掲げるものに該当するものを除く。）

イ 法又は銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）と同等と認められる外国の法令の規定により、法第三十七条の登録若しくは銀行法第四条第一項の免許と同等の登録若しくは免許（当該登録又は免許に類するその他の行政処分を含む。）を受け、又は法第三十七条の二第三項の規定による届出と同等の届出をし、当該受益権を発行することを業として行う者（当該外国の法令に基づき、外国の行政機関その他これに準ずるもの（金融庁長官の要請に応じて、当該者の監督に関する報告又は資料を金融庁長官に提供することができるものに限る。）の監督を受けている者に限る。）により発行されているものであること。

ロ 当該受益権を発行する者が当該受益権を償還するために必要な資産を法、銀行法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律又は信託業法と同等と認められる外国の法令の規定により管理しており、かつ、その管理の状況について、当該受益権の発行が行われた国において公認会計士の資格に相当する資格を有する者又は監査法人に相当する者による監査を受けていること。

ハ 捜査機関等から当該受益権に係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認めるときは、当該受益権を発行する者において、当該受益権に係る取引の停止等を行う措置を講ずることとされていること。

ニ 信託財産及び当該財産的価値が同一の通貨建てであること。

- 二 物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限る。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（法第二条第五項第一号若しくは第三号又は前号に掲げるものに該当するものを除く。）のうち、当該代価の弁済のために使用することができる範囲、利用状況その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるもの

第三条 法第二条第九項に規定する内閣府令で定める割合は、百分の五十とする。

- 2 法第二条第九項に規定する内閣府令で定める国債証券その他の内閣府令で定める債券は、次に掲げる債券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。以下同じ。）とする。

一 取得の日から元本の償還の日までの期間が三月を超えない国債証券

二 取得の日から元本の償還の日までの期間が三月を超えない外国の発行する債券（証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第七十八号）第十三条第三号に掲げる場合に該当するものに限る。）

- 3 法第二条第九項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一 円建てで発行される場合 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ 信託財産の管理又は運用の方法が、次に掲げる方法によるものであること。

（１） 預金（その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに限り、外貨預金又は預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）第三条第一号、第二号若しくは第七号に掲げる預金等に該当するものを除く。）又は貯金（その貯金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに限り、外貨貯金又は農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一号）第六条第一号、第二号若しくは第七号に掲げる貯金等に該当するものを除く。）

（２） 元本欠損が生ずるおそれのない定期預金（その預金者がいつでも解約することができるものに限り、外貨定期預金又は預金保険法施行令第三条第一号、第二号若しくは第七号に掲げる預金等に該当するものを除く。）及び元本欠損が生ずるおそれのない定期貯金（その貯金者がいつでも解約することができるものに限り、外貨定期貯金又は農水産業協同組合貯金保険法施行令第六条第一号、第二号若しくは第七号に掲げる貯金等に該当するものを除く。）

(3) 前項第一号に規定する国債証券（円建てのものに限る。）の保有

ロ 信託財産のうちイ（１）に規定する預金又は貯金により管理する額の当該信託財産の総額に占める割合が第一項に規定する割合以上であること。

ハ 信託財産の一部をイ（３）に規定する国債証券の保有により運用する場合にあっては、信託契約が次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

(1) 信託財産の元本の評価額が当該受益権の履行等金額（法第二条第七項に規定する債務の履行等が行われることとされている金額をいう。次号ハ（１）において同じ。）の合計額に満たない場合には、満たないこととなった日の翌日から起算して二営業日以内に、委託者によりその不足額が解消されるものであること。

(2) 受託者が信託財産の元本の評価額をその時価により算定するものであること。

二 外貨建てで発行される場合 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ 信託財産の管理又は運用の方法が、次に掲げる方法によるものであること。

(1) その外国通貨に係る外貨預金（その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに限り、預金保険法施行令第三条第一号、第二号又は第七号に掲げる預金等に該当するものを除く。）又は外貨貯金（その貯金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに限り、農水産業協同組合貯金保険法施行令第六条第一号、第二号又は第七号に掲げる貯金等に該当するものを除く。）

(2) その外国通貨に係る元本欠損が生ずるおそれのない定期預金（その預金者がいつでも解約することができるものに限り、預金保険法施行令第三条第一号、第二号又は第七号に掲げる預金等に該当するものを除く。）及び元本欠損が生ずるおそれのない定期貯金（その貯金者がいつでも解約することができるものに限り、農水産業協同組合貯金保険法施行令第六条第一号、第二号又は第七号に掲げる貯金等に該当するものを除く。）

(3) 前項第二号に規定する債券（その外国通貨建てのものに限る。）の保有

ロ 信託財産のうちイ（１）に規定する外貨預金又は外貨貯金により管理する額の当該信託財産の総額に占める割合が第一項に規定する割合以上であること。

ハ 信託財産の一部をイ（３）に規定する債券の保有により運用する場合にあっては、信託契約が次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

(1) 信託財産の元本の評価額が当該受益権の履行等金額の合計額に満たない場合には、満たないこととなった日の翌日から起算して二営業日以内に、委託者によりその不足額が解消されるものであること。

- (2) 受託者が信託財産の元本の評価額をその時価により算定すること。

以 上